

臨時職員の取扱いに関する通達

平成 18 年 4 月 1 日
2006 年（総企）通達第 114 号

（目的）

第 1 条 この通達は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構就業規則（2004 年（総企）規程第 7 号）（以下「就業規則」という。） 第 2 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の臨時職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 この通達に定める事項のほか、臨時職員の就業に関する事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（臨時職員の定義）

第 2 条 臨時職員とは、機構が実施する各種業務を補助することを目的として、1 年未満の期間を明示して臨時的に採用した者をいう。

（採用）

第 3 条 臨時職員は、採用の際、次の書類を提出しなければならない。

- （1）履歴書
- （2）その他、機構が指示したもの

2 臨時職員に係る個別契約においては、業務内容、契約期間、賃金の額その他必要な事項を定めるものとする。

（勤務の心得）

第 4 条 臨時職員は、この通達を遵守し、上司の指示に従って、その業務を遂行しなければならない。

（賃金）

第 5 条 賃金は、所定就業時間に対して定める日額又は時間額とする。

2 賃金は、その全額を通貨で直接臨時職員に支払うものとする。ただし、法令に定められた本人負担金は、賃金支払いの際控除する。

（退職）

第 6 条 臨時職員が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、退職とする。

- (1) 採用期間が満了したとき
- (2) 本人が退職を申し出て承認されたとき
- (3) 本人が死亡したとき

(解雇)

第7条 臨時職員が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、解雇する。

- (1) 勤務状態が著しく不良なとき
- (2) 業務を遂行するために必要な能力を著しく欠くとき
- (3) 精神又は身体に著しい障害があるため、業務にたえられないと認められるとき
- (4) 刑事事件に関して起訴されたとき
- (5) やむを得ない業務上の都合があるとき

(年次有給休暇)

第8条 臨時職員の年次有給休暇については、法第39条の定めるところとする。

(就業規則の準用)

第9条 前条に規定するもののほか、臨時職員の就業については、就業規則第4条、第5条、第7条から第9条まで、第15条から第17条、第24条、第45条から第48条まで及び第50条から第51条の規定を準用する。

(旅費規程の準用)

第10条 臨時職員に支給する旅費については、機構の旅費規程(平成16年2月29日 2004年(総企)規則第13号)の規定を準用する。この場合、これら規定中「役員又は職員」「役員及び職員」、「役職員」及び「職員」とあるのは、「臨時職員」と読み替えるものとし、区分の適用は臨時職員の業務の内容、経歴等を考慮して定める。

附 則

この通達は、平成18年4月1日から施行する。